

労務管理講習会

令和6年度第1回

# 安全衛生推進者養成講習

【労働安全衛生法第12条の2】

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上～50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

つきましては、下記の通り講習会を開催いたしますので、是非ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日時	令和6年6月17日(月)・18日(火) 両日とも9:30～16:10 開場・受付開始は両日とも9:15
会場	三田労働基準協会研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル1階
研修科目	厚生労働省労働基準局長の定めるカリキュラムによる
講師	労働安全衛生コンサルタント
修了証	全科目受講された方(遅刻早退不可)に、二日目終了後交付します。 修了証受領のための認印をご持参下さい。
定員	30名 (先着順で、定員に達し次第締め切ります。)
受講料	会 員 11,000円 (消費税免税事業者) 非会員 12,430円 (テキスト代(中災防発行)1,430円含む) 6月10日(月)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 ※お申込み後の取り消しは6月10日までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。 受講番号を付して、FAXにて返送いたしますので、当日受付に受講票を提示してください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ツアワハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(渋谷、三田、品川、大田、新宿労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は品川労働基準協会です。 上記4協会の会員は会員価格です。

# (第1回)安全衛生推進者養成講習 申込書 兼 受講票

令和6年6月17日(月)・18日(火) 両日とも9:30~16:10

開場・受付開始は両日とも9:15

会員・非会員の別	○を付けてください。 渋谷・三田・品川・大田・新宿・会員以外		
事業場名	TEL		
	FAX		
所在地	〒		業種
連絡担当者	部署	氏名	
受講者			
フリガナ			受講番号
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	男・女
現住所			
本籍地	都・道・府・県		

返送 FAX 番号 : 6 4 1 6 - 3 7 2 1 (渋谷労働基準協会)

- 注 1. 修了証作成の為氏名、生年月日は楷書で正確に記入して下さい。  
 2. 受講者は、講習当日受講票をご提出下さい。  
 3. 講習修了者には修了証を交付します。受領のため認印をご持参下さい。  
 ただし、遅刻、早退等の方には交付致しません。  
 4. 個人情報とは、講習及び修了証発行管理の目的以外に利用することはありません。

三田労働基準協会ビル  
 1階研修センター  
 港区芝4-4-5  
 電話 03-3451-0901

最寄駅

- 都営地下鉄三田駅  
A9出口徒歩1分
- JR 田町駅  
三田口(西口)徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

